

## 特定非営利活動法人島田市スポーツ協会賛助会員に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づく、賛助会員の入会について必要な事項を定めるものとする。

### (会員)

第2条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、入会した個人及び団体とする。

2 賛助会員としての資格は、入会した月から起算して1年とする。

### (会費)

第3条 賛助会員の会費は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会入会金及び会費規程に定めるところによる。

2 賛助会員の口数は、制限しない。

### (入会の方法)

第4条 賛助会員になろうとする者は、別表に定める特定非営利活動法人島田市スポーツ協会賛助会員申込書に会費を添えて、入会の申し込みをするものとする。

### (会計)

第5条 賛助会費は、本会の収入及び支出として決算する。

### (情報の提供)

第6条 本会は、賛助会員に対し、本会が実施する事業等について、必要な情報を提供する。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、賛助会員の入会に関する必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

特定非営利活動法人島田市スポーツ協会賛助会員申込書

年 月 日

特定非営利活動法人島田市スポーツ協会の目的に賛同し、次により賛助会員として加入を申し込みます。  
(申込書提出は下記の FAX 若しくはメールでお願いします。)

\* 申込書様式はホームページからダウンロード可能です。

区 分	1 個人 2 団体・企業 (該当する番号に○をしてください)
住 所	〒 —
ふりがな 氏名又は 団体・企業名	
代表者氏名 (団体・企業の場合)	
電 話 番 号	( ) —
F A X 番 号	( ) —
連絡責任者 (団体・企業の場合)	
口数・会費	( ) 口 会費 ( ) 円 (個人：1口1,000円) (団体・企業：1口5,000円) * 1口以上何口でも可
会員名公表 の可否	1 公表可 2 公表不可 (該当する番号に○をしてください)
会費の納入	1 口座振込 2 現金徴収 (該当する番号に○をしてください) (振込予定日 月 日)

※口座振込の場合は、下記口座にお振込をお願いいたします。また、振込手数料は、大変申し訳ありませんが、振込人のご負担をお願いいたします。

島田掛川信用金庫 島田本店営業部 普通 口座番号 1021321

トクテイヒエイリカツドウホウジン シマダシス ポー ツ キョウカイ カイチョウ サトウミツオ  
特定非営利活動法人 島田市スポーツ協会 会長 佐藤光男

\* 申込書送付先 FAX 0547-39-6081

E-mail shimaspokyo@cy.tnc.ne.jp